

審 査 メ モ (審査状況及び論点)

<目次(審議項目)>

1 水稻に関する調査の変更

- | | |
|--|------|
| ① 作況指数の集計取りやめ | 2 頁 |
| ② 「収穫量(主食用)」として集計する米(玄米)の大きさの基準見直し ^(注) | 7 頁 |
| ③ 水稻の調査票で用いている「くず米」の呼称変更 | 11 頁 |

2 水稻以外の作物に関する調査の変更

- | | |
|---------------------------------|------|
| ④ ブロッコリーの指定野菜化に伴う集計内容の充実 | 12 頁 |
| ⑤ 茶の母集団情報作成の効率化 | 13 頁 |

(注)「②」については、集計時の取扱いであることから、調査計画には直接記載されていない内容

※ 上記のほか、調査計画の記載の適正化を図るための形式的な変更も予定

今回申請された変更

1 水稻に関する調査の変更

(変更内容)

① 作況指数の集計取りやめ

(審査状況)

ア 水稻の作柄に係る情報提供の全体像と今回の変更内容

作物統計調査（以下「本調査」という。）では、現在、10アール当たり収量^(注1-1)に着目した水稻の作柄について、**図表1-1**のとおり、多段階で情報提供しており、9月25日現在以降については、予想収穫量調査又は収穫量調査の集計の一環として、「作況指数」を集計している。

今回の申請では、この作況指数の集計を、今年（令和7年産）から取りやめることが計画されている。

(注1-1) 本資料では、記載の簡略化のため、以下の略称を用いる。

- ・「10アール当たり収量」→「単収」
- ・「10アール当たり平年収量」→「平年単収」

図表1-1 水稻の作柄に関する情報提供の全体像（※「諮問の概要」に掲載した表と同じ内容）

段階	調査区分	時点	公表時期	計算式	公表
生育段階	(注1-2)	7月15日現在	7月下旬	$\frac{\text{人工衛星データ等を用いた単収の予測値}}{\text{平年単収}} \times 100$	(数値ではなく文字情報として公表)
		8月15日現在	8月下旬		
	予想収穫量調査	9月25日現在	10月中旬	$\frac{\text{予想収穫量調査の結果による単収の予測値}}{\text{平年単収}} \times 100$	作況指数
		10月25日現在	11月中旬		
収穫後	収穫量調査	収穫期	(概要) 12月上旬 (詳細) 翌年2月下旬	$\frac{\text{収穫量調査の結果による単収の実績}}{\text{平年単収}} \times 100$	

(注1-2) 予想収穫量調査よりも早い段階の水稻の作柄予想（7月15日現在（四国・九州の一部地域の早期栽培のみ）及び8月15日現在（都道府県別））については、統計調査ではなく、気象データ及び人工衛星データを用いた予測式により予測した結果を公表していることから、本調査の集計事項としては扱われていない。

また、これについては、作柄の良否について、「良」（対平年比106%以上）、「やや良」（同105～102%）、「平年並み」（同101～99%）、「やや不良」（同98～95%）、「不良」（同94%以下）の5段階で公表されてきた。しかし、7年産以降については、作況指数の集計取りやめに伴う平年との比較の取りやめに連動し、計算式の分母を「前年産の単収」に置き換えることが予定されており、公表時に用いる表現ぶりについても「上回る」、「やや上回る」、「前年並み」、「やや下回る」、「下回る」に変更される予定である。

イ 作況指数

作況指数は、**図表1-1**の算定方法のとおり、本調査の集計結果である「単収」を、本調査の集計とは別に農林水産省が決定・公表する「平年単収」で割ることによって求

めるものであるが、分母の「**平年単収**」は、過去30年の収量のすう勢を踏まえ、気象状況・被害状況が平年並みであれば（大規模な気象変化や災害が発生しなければ）、当年に収穫できるであろうと期待される10アール当たりの予想収量をいう。

したがって、作況指数とは、「単位面積（10アール）当たりで、今年は、平年収量に比べて、どの程度の収穫が見込まれるか（生育段階）、又は、どの程度の収穫があったか（収穫後）」を示す指標であり、収穫量全体（ひいては市場への供給量）の多寡を示すものではない。

なお、作況指数を計算する際に用いる「単収」及び「平年単収」については、現在の収穫量の集計基準（1.70mm以上。後記②参照）とは異なり、以前から、都道府県別に生産者が最も多く用いているふりい目幅で得られるデータを用いている。

ウ 作況指数の政策的利活用等

（ア）作況指数は、前記のとおり、「単収」と「平年単収」のデータさえあれば、容易に計算できるものであり、過去においては、集荷円滑化対策^{（注1-3）}や生産数量目標にかかる削減の配分^{（注1-4）}に活用されていた前例はあるが、現状において、作況指数を直接活用する施策は、農林水産省において認識していないとされている。

（注1-3）作況指数が101以上になれば、豊作による過剰米を区分保管し、国内主食用米の需給に影響を与えることなく、処理する方策。平成22年産以降休止されている。

（注1-4）米の生産調整対策において、余剰が発生した場合は翌年の生産数量目標を減少させるもの。平成30年産以降廃止されている。

（イ）なお、作況指数の計算時の分母である「平年単収」については、本調査の集計事項ではないが、水稻共済の基準収量の決定に利用されてきたことから、毎年、作付前のタイミングで、農林水産省内に設けられる「水稻の作柄に関する検討会」の意見を受けて、決定・公表（例年、都道府県別は3～4月、細かい地域別は6月頃に公表）されている（別添1参照）。

また、農林水産省は、毎年3回（1月末、4月末、6月末）水田における作付意向について中間的取組状況を公表しているが、令和7年産においては、その公表の際、作付意向により把握した作付面積に平年単収を乗じることで、当年の収穫量見込を発表している（別添2参照）。

エ 作況指数に対する現場の意見

作況指数は、過去30年の収量のすう勢を踏まえたものであるが、農林水産省は、以前から、生産現場の実感と乖離があるとの声が多くあるとしている。

これを踏まえ、令和7年4月以降、11の地方公共団体、生産者団体及び生産者と意見交換を行い、「作況指数が、生産現場の収穫量の実感と比べて、妥当であるか否か」という観点で見解を求めた。

その結果が、図表1-2であるが、妥当する意見が約1割にとどまる一方で、高いとする意見が半数以上に上ったとしている。

図表 1－2 意見交換における作況指数に対する見解

	妥当	高い	無回答・不明	合計
地方公共団体	3	5	3	11
生産者団体	0	7	5	12
生産者	1	9	6	16
合計	4	21	14	39
割合	10.3%	53.8%	35.9%	100%

オ 作況指数の集計取りやめの理由

農林水産省は、作況指数の数値について、その定義の範囲に沿った正しい数値であるとの認識は有しつつも、前記エの意見交換の結果や以下の理由から、令和7年産から集計を取りやめることを計画している。

- ① 作況指数については、30年の長期的なトレンドとの比較であるため、近年の急激な気候変動に伴う収量の変化に対応できておらず、近年の動きを的確に表せていないこと
- ② また、本調査において、他に「指数」を冠する指標を設けていないため、本来10アール当たり収量に係る指標であるにもかかわらず、あたかも、収穫量全体の多寡を示したものだといった誤解がなされる場合も多いこと
- ③ 現状においては、作況指数自体を必要とする施策上の利活用もないこと

カ 今後の対応予定

- ① 農林水産省は、今回の作況指数の集計を取りやめた後、それに代わる新たな指標の作成の予定はしておらず、経年比較については、従前から行っている前年産との比較についての表章範囲の拡大のみを行うこととしている（別添3参照）。
- ② また、作況指数の取りやめに合わせて、他の集計事項において「平年比」で集計していた項目についても、一律に「前年比」に置き換えることとしており、平年比較のデータは集計されなくなる。

なお、本調査の集計とは別に、毎年決定・公表されている「平年単収」（作況指数の計算時の分母）について、令和7年産は公表済み（別添1（再掲）参照）である。したがって、仮に、今回の変更により、作況指数が集計されなくなったとしても、令和7年産については、ユーザーにおいて再現が可能である。

しかし、令和8年産以降の平年単収の取扱いは、その必要性や公表するか否かも含め、ゼロベースで検討するとしており、平年単収が決定・公表されなくなった場合には、ユーザーにおける再現は困難になる。

これらの状況を踏まえ、数値自体は正しい数値とされる作況指数について、改善して継続するのではなく、取りやめなければならない理由（今年（令和7年産）から取りやめようと判断するに至った根拠）や、集計取りやめ後の対応等について、更に確認したい。

(論点)

(1) 作況指数の目的・ニーズ

作況指数を集計してきた当初の目的は何か。近年、行政において、どのように活用されてきたのか。また、今回の取りやめに当たって、民間等のニーズは確認したのか。生産現場の実感に合わなくなってきたと説明されているが、生産現場でニーズがあるから利用されているということではないか。

(2) 集計取りやめの契機

作況指数の集計を取りやめる契機として、生産現場の実感に合わなくなってきたと説明されているが、具体的にどういうことか。また、今回の集計取りやめで、それは改善するのか。

(3) 集計取りやめの緊急性、今後における平年比の必要性

平年値(30年のすう勢を踏まえた数値)との比較値について、以前から問題があったとのことであるが、改善の上で継続するのではなく、今年(令和7年産)から取りやめようとする緊急性は何か。生産現場の主観ではなく、客観的なデータに基づいて説明されたい。

また、一時見合わせではなく、将来にわたって取りやめようとする変更は、農林水産省として、作物統計調査の集計結果において、平年値との比較は、もはや必要ないと判断したと理解すればよいのか。

(4) 名称を変更して集計を継続する余地

「作況指数」について、農林水産省は、その定義の範囲に沿った正しい数値であると認識しつつも、一方で生産者や流通業界等における誤解(①対平年比であるのに対前年比と誤解されること、②10アール当たり収量に係る指標であるのに収穫量全体に係る指標と誤解されること)が、「指数」と称することに由来するのであれば、実態に即して「10アール当たり対平年比」と名称変更して、集計を続ければよいのではないか。

(5) 集計取りやめ後のユーザーにおける再現可能性

行政内の施策上の利活用はなく支障は生じないとしているものの、それ以外のユーザーの利活用に係る確認は不十分であり、現在、本指標を使用している全てのユーザーは、本来の意味を誤解して利用しているとまでは言えないと考える。

今回の変更により、作物統計調査の集計事項としての作況指数が取りやめになるとしても、今後も、その計算に必要な「10アール当たり収量」(単収)及び「10アール当たり平年収量」(平年単収)は、引き続き公表され、ユーザーにおいて、作況指数と同等の指標を再現できると理解してよいのか。

（６）作況指数に代わる中長期的視点に立ったデータ提供

今回の変更により、水稻については、経年比較の集計データが「対前年比」のみとなる。一方で、本調査において把握されている麦類や野菜においては、対前年比のほか、「10 a 当たり平均収量対比」^{（注）}が参考値として集計されている。

水稻が、国の最重要作物であると考えられることを踏まえると、対前年比以外の経年比較データについても集計するべきではないか。

（注）「10 a 当たり平均収量対比」とは、10 a 当たり平均収量（原則として前年産を起点とした過去 7 か年のうち、最高及び最低を除いた 5 か年の平均値）に対する当年産の 10 a 当たり収量の比率

② 「収穫量（主食用）」として集計する米（玄米）の大きさに係る基準の見直し

（審査状況）

ア 現状

本調査において「収穫量（主食用）」を集計する際の米（玄米）の大きさについては、現在、主食用に利用し得る米の総量を把握するという目的から、

① ふるい目幅1.70mm以上（注2-1）

かつ

② 農産物規格規程三等以上（注2-2）

を、全国統一の基準として集計している（図表2-1を参照）。

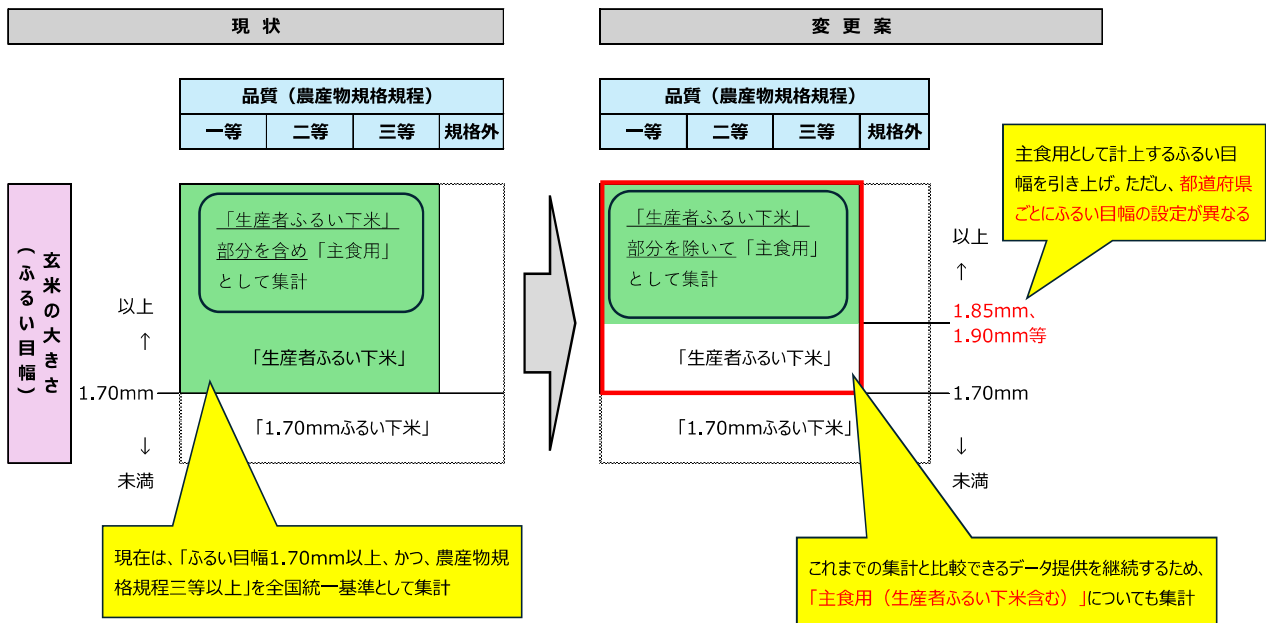
（注2-1）米の紡錘型の尖った部分の直径。実測調査の過程では、集めた玄米を、目の大きさが異なるふるい（「選別ふるい」（写真を参照））にかけることで、粒の小さい米は、より下の段に落ちていく。ふるい目の大きさを「ふるい目幅」という。



（注2-2）農産物検査法（昭和26年法律第144号）に基づく規程。整粒、被害粒、死米、着色粒等の割合に応じて、一等から三等に区分される。三等に満たない品質のものは「規格外」とされる。

図表2-1 収穫量のふるい目幅の変更

項目	集計する際の基準		備考
	現行	変更案	
収穫量（主食用）	◆1.70mm以上 （全国統一基準）	◆生産者が最も多く用いているふるい目幅 （1.85mm、1.90mm等／都道府県ごとに異なる。）	◆生産者における取扱いの実態に沿った集計を行うための基準の見直し
収穫量（主食用＋生産者ふるい下米）	—	◆1.70mm以上	◆令和6年産までの収穫量（主食用）に相当
収穫量（子実用）	◆1.70mm以上 （全国統一基準）		〔変更なし〕 ◆子実用とは、主食用に備蓄用、加工用等を加えたもの （何らかの形で、食用として供される米の全体を含む概念）



<各種用語の定義>

【子実用（しじつよう）】

主に食用に供することを目的とするもの。

主食用のほか、備蓄用、加工用等として作付けられた水田から収穫されたものを含む。

【主食用】（変更後）

主食用として作付けられた水田から収穫された米であって、生産者が使用しているふるい目（都道府県ごとに1.85、1.90mm等）以上、かつ、農産物規格規程三等以上の米を指す。

（別の言い方をすると、収穫後、直接市場に出荷されることが想定される米。）

【生産者ふるい下米（ふるいしたまい）】

主食用として作付けられた水田から収穫された、ふるい目幅1.70mm以上、かつ、農産物規格規程三等以上の米であって、生産者が使用しているふるい目（都道府県ごとに1.85、1.90mm等）に満たない米を指す（再調製により主食用に利用される米）。

【1.70mmふるい下米】

1.70mmに満たず、食用として流通することが基本的に想定されない米。

イ 現状の取扱いの問題点

一方で、米のブランド化などにより、生産者においては1.85mmや、1.90mm等のふるい目幅を用いて粒の大きな米を出荷する傾向にあり、それに満たない大きさについては、1.70mm以上であっても、主食用の収穫として認識されない場合が多いとされている。

そのため、農林水産省は、1.70mm以上による現状の集計は、生産現場の実感と乖離する要因であるとしている。

ウ 変更内容

（ア）これを受け、農林水産省は、「収穫量（主食用）」を集計する際の米の大きさの基準について、これまでの「全国一律1.70mm以上」を、令和7年産から改めることを計画している。

具体的には、**図表 2－1**にも示したとおり、地域ごとに用いられるふりい目幅の傾向が異なっている状況を踏まえ、「都道府県別に生産者が最も多く用いているふりい目幅」^(注2－3)(1.85mm、1.90mm等)により集計し、それを全国で合計したものを「**収穫量（主食用）**」として公表することを計画している。

(イ) ただし、時系列上の比較データの提供という観点から、これまでの基準（1.70mm以上）に相当する集計結果を「**収穫量（主食用（生産者ふりい下米含む））**」と名称を改めて、引き続き公表するとしている。

また、主食用に備蓄用、加工用等を加えた「**収穫量（子実用）**」については、主に食用として供される米の総量を示すものとして、1.70mm以上の基準が維持される。

(ウ) 前記（ア）（イ）による集計表の例示は、**別添 3（再掲）**のとおり。

(注 2－3) 都道府県ごとのふりい目幅は、生産者（作況調査において実測調査を行う水田（作況標本筆）の耕作者）からの聞き取った結果の過去5か年平均において、最も多い使用割合を占めるふりいの目幅とされている。

(エ) なお、「**収穫量（子実用）**」については、従前から、**図表 2－2**のとおり、**都道府県別・ふりい目幅別の収穫量**についても集計されているが、令和7年産以降においては、これに加え、「**収穫量（主食用）**」についても、新たに集計がなされる予定である。

図表 2－2 令和6年産 ふりい目幅別収穫量（子実用）の集計表（抜粋）

単位：t						
全 国 ・ 都道府県	1.70mm 以 上	1.75mm 以 上	1.80mm 以 上	1.85mm 以 上	1.90mm 以 上	2.00mm 以 上
全 国	7,345,000	7,294,000	7,205,000	7,095,000	6,904,000	6,030,000
北 海 道	562,400	559,000	553,400	546,700	534,300	474,100
青 森	264,200	262,600	260,200	257,600	253,600	232,000
岩 手	258,900	257,900	255,500	252,900	248,500	228,600
宮 城	366,100	364,600	361,000	355,500	345,600	298,000

エ つまり、今回の変更は、

- ・これまでの集計内容を基本的に維持しつつ（前記❶の作況指数関係は除く。）、
- ・生産者における主食用米の取扱いの実態に沿った集計を行うため、「**収穫量（主食用）**」の集計に新たな基準を導入するほか、提供する情報の充実を図るもの

と理解することができるが、基準変更に伴う今後の取扱いや解釈、また、水稻の収穫量調査の将来課題について、以下の事項について更に確認したい。

(論点)

(1) 都道府県別のふるい目幅の継続性

都道府県別のふるい目幅は、都道府県ごとに、生産者（作況標本筆の耕作者）からの聞き取り結果の過去5か年平均において、最も多い使用割合を占めるふるいの目幅とされている。

- ① 都道府県ごとに異なるふるい目幅で集計するのではなく、全国で最も多い使用割合を占めるふるい目幅で統一的に集計すればよいのではないか。
- ② 農家等が用いるふるい目幅は、時間の経過とともに変わる可能性があるが、データの継続性について、どのように考えているか。

(2) 都道府県別に異なる基準による集計の意義

都道府県別のふるい目幅基準を用いて集計した場合（都道府県ごとにふるい目幅が異なる。）、都道府県ごとのデータを単純比較することができなくなると考えられるが、ふるい目幅の異なる都道府県ごとのデータを積み上げた全国値とは、何を意味するものと解すればいいか。

(3) 水稻の収穫量調査に係る将来課題

既に検討事項であることが明らかにされている事項を含め、水稻の収穫量調査について以下に掲げる事項についての現状の認識を説明いただきたい。

- ① 収量コンバインデータの活用
- ② 現状では、玄米ベースで集計されているデータについて、白米ベースの情報の追加
- ③ 地域ごとに様々な品種の作付けが行われており（別添4参照）、品種ごとの収量に相違があると言われている中、収穫量調査における品種への配慮

(変更内容)

③ 水稻の調査票で用いている「くず米」の呼称変更

(審査状況)

ア 水稻の作況調査については、現在、地方農政局等の職員又は統計調査員による実測調査として行われているが、その際に用いる調査票においては、1.70mmに満たない米を、「くず米」と呼称している。

イ 本件申請では、図表3-1のとおり、1.70mmに満たない米の呼称について、令和7年産の調査から「1.70mmふるい下米」に変更することを計画している。

なお、従前から行っているふるい目幅別の重量測定は継続されるため、実測調査により把握・整理する情報自体について変更は生じない。

図表3-1 調査票(注3-1)の呼称の変更

変更後					変更前				
1.70mm ふるい下米重					くず米重				
刈取り試料	全量	量	縮分	重量	刈取り試料	全量	量	縮分	重量
未調整乾燥もみ重		g		g	未調整乾燥もみ重		g		g
粗玄米重					粗玄米重				
玄米重					玄米重				
1.70mmふるい下米重			10a当たり換算率		くず米重			10a当たり換算率	
			$\frac{(7) \times 1000}{\text{刈取り試料重}}$					$\frac{(7) \times 1000}{\text{刈取り試料重}}$	
玄米水分	*	%			玄米水分	*	%		

段重量測定別*	総量	2.20mm以上	2.10mm	2.00mm	1.95mm	1.90mm
	g	g	g	g	g	g

	1.85mm	1.80mm以上	1.75mm	1.70mm	底
	g	g	g	g	g

(注3-1) 令和7年産の調査時にあっては様式第19号、令和8年産以降の調査にあっては様式第24号となるが、様式番号が変更されるのみで、調査内容に変更はない。

ウ この変更については、項目名をより具体化しようとするものであることから、適当であるとする。

(論点)

特になし。

2 水稲以外の作物に関する調査の変更

(変更内容)

④ ブロッコリーの指定野菜化に伴う集計内容の充実

(審査状況)

ア 本調査の対象作物である野菜については、現在、野菜生産出荷安定法（昭和41年法律第103号）に基づく「指定野菜」^(注4-1) 14品目と、「指定野菜に準ずる野菜」27品目について調査を行っている。

(注4-1)「指定野菜」とは、だいこん、にんじんなど、消費量が相対的に多く又は多くなることが見込まれる野菜をいう。具体的には、野菜生産出荷安定法施行令（昭和41年政令第224号）により定められている。

イ このうち、「ブロッコリー」については、現在、「指定野菜に準ずる野菜」として位置付けられているが、近年の需要の高まりを受け、令和8年度から「指定野菜」に位置付けが変更される。

ウ これを受け、農林水産省は、本件申請により、令和8年産の調査から、ブロッコリーについても、他の指定野菜と同様に、**図表4-1**の**①**に加えて、**②③**の集計事項を追加することを計画している。^(注4-2)

(注4-2) 野菜生産出荷安定法に基づく野菜価格安定制度では、用途別に指定野菜の需給動向を必要に応じて検討するとされているとともに、指定産地の指定解除に当たっては、市町村単位の集計が必要になることから、集計事項を追加

図表4-1 野菜に係る集計事項

	集計内容	集計地域	対象となる区分
①	作付面積、10a当たり収量、収穫量、出荷量	全国、農業地域、都道府県	全ての野菜
②	用途別出荷量	全国、農業地域、都道府県 (主産県調査年は、全国、都道府県)	指定野菜のみ
③	作付面積、収穫量、出荷量	野菜指定産地計、 野菜指定産地を包括する市町村	指定野菜のみ

エ この変更については、ブロッコリーの指定野菜化に伴い、政策の利活用上、必要になる集計を追加するものであることから、適当であるとする。

(論点)

特になし。

(変更内容)

⑤ 茶の母集団情報作成の効率化

(審査状況)

ア 茶の収穫量調査の対象となる荒茶工場^(注5-1)の母集団名簿の整備については、現在、事業所母集団データベースを活用するとともに、地方農政局等の職員が、地方公共団体や関係団体に対する情報収集で整備を行っている。

(注5-1) 茶畑から摘んだ葉を一次加工したものを荒茶（あらちゃ）と呼ぶ。かつて荒茶は、茶農家の敷地内に併設された専用の建物や棟で作られていたが、現在は、オートメーション化などの観点から、食品加工場のような荒茶工場に茶葉が集められ、加工されることが一般的になっている。

そのため、茶の調査については、作付面積調査は「関係団体等」及び「農林業経営体」から報告を求め、一方で、収穫量調査は「荒茶工場」から報告を求めている。

イ しかし、農林水産省は、本件申請により、令和8年産の調査から、荒茶工場の母集団名簿の整備について、**図表5-1**のとおり、職員による地方公共団体や関係団体に対する情報収集に代えて、変更案**②③**のとおり、民間事業者による調査対象者への確認を行うことを計画しており、これにより、地方農政局等の職員の業務負担の軽減を図るとともに、作業の効率化を図ることができるとしている。

図表5-1 荒茶工場の母集団名簿の整備方法の変更

変更案	現行
① 事業所母集団データベースによる把握	① 事業所母集団データベースによる把握
② 作付面積調査の報告者である農林業経営体に対する調査の過程で、経営体自身が荒茶加工を行っていないかについて併せて確認	② 地方農政局等の職員が、関係機関等に情報収集
③ 主産県の荒茶工場のうち、収穫量調査の報告者となっていない工場に対して、操業状況を郵送又はオンラインにより確認 ^(注5-2)	

(注5-2) 収穫量調査では、主産県は、毎年、全数階層（一定の生産量以上）及び標本階層に区分し調査を実施している。

ウ この変更については、関係機関等への間接的な方法により行っていた母集団名簿の整備を、調査対象者から直接情報収集しようとするものであり、**②**については、令和8年産以降の調査において用いる調査票に当該項目が設けることが、既に承認されており、**③**については、操業の有無及び生産量規模の簡易な確認が想定され、負担の面の問題も小さいことから、適当であると考ええる。

(論点)

特になし。

会見・報道・広報	政策情報	統計情報	申請・お問い合わせ	農林水産省について
----------	------	------	-----------	-----------

ホーム > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 「令和7年産水稻の10a当たり平年収量」について

プレスリリース

「令和7年産水稻の10a当たり平年収量」について

ポスト 印刷

令和7年4月11日
農林水産省

農林水産省は、令和7年産水稻の全国農業地域別・都道府県別10a当たり平年収量を有識者のご意見を聴取した上で、決定しました。
なお、令和7年産水稻の作柄表示地帯別10a当たり平年収量については、6月末頃を目途に決定します。

1.概要

- (1)1.70mmのふるい目幅における令和7年産水稻の全国の10a当たり平年収量は、前年産より2kg増加の539kgとなりました。
- (2)1.70mmのふるい目幅における都道府県別の10a当たり平年収量は、北海道、青森県、岩手県、宮城県、福島県、茨城県、千葉県、山口県、沖縄県が前年産と比べ引上げとなり、山梨県、長野県、静岡県、愛知県、三重県、兵庫県、高知県、佐賀県、宮崎県、鹿児島県が前年産と比べ引下げとなりました。

2.水稻の10a当たり平年収量とは

- (1)水稻の栽培を開始する以前に、その年の気象の推移、低温・日照不足等の気象被害の発生状況等を平年並みとみなし、実収量のすう勢を基に作成されたその年に予想される10a当たり収量をいい、作柄の良否を表す作況指数の基準となっています。
- (2)全国の統一基準として、「1.70mmのふるい目幅」で選別された玄米を基に算出した10a当たり平年収量のほか、平成27年産より生産現場における米の生産・流通実態を踏まえた「多くの農家等が使用しているふるい目幅（本年産の詳細は添付資料）」で選別された玄米を基に算出した多くの農家等が使用しているふるい目幅の10a当たり平年収量を公表しております。

3.水稻の10a当たり平年収量の主な利活用

作柄の良否を表す作況指数の基準
農作物共済事業における共済基準単収の算定

＜添付資料＞
[令和7年産水稻の全国農業地域別・都道府県別10a当たり平年収量\(PDF：238KB\)](#)
[水稻の10a当たり平年収量の算定方法について \(PDF：360KB\)](#)

＜水稻の作柄に関する検討会＞
会議資料及び議事概要は、以下のURLで公開します。
https://www.maff.go.jp/j/study/suito_sakugara/

令和7年産水稻の全国農業地域別・都道府県別10a当たり平年収量

1 1.70mmのふるい目幅

2 多くの農家等が使用しているふるい目幅

単位：kg

全 国 都道府県	10a当たり 平年収量	前年産 対 差	10a当たり 平年収量 (ふるい目幅)	前年産 対 差
全 国	539	2	515	2
北海道	581	10	(1.90mm) 554	10
青 森	614	7	(1.90mm) 585	7
岩 手	548	4	(1.90mm) 521	4
宮 城	553	6	(1.90mm) 521	5
秋 田	577	0	(1.90mm) 542	0
山 形	603	0	(1.90mm) 570	0
福 島	560	7	(1.85mm) 540	6
茨 城	529	2	(1.85mm) 508	2
栃 木	540	0	(1.85mm) 515	0
群 馬	498	0	(1.80mm) 482	0
埼 玉	494	0	(1.80mm) 479	0
千 葉	549	5	(1.80mm) 539	6
東 京	414	0	(1.80mm) 404	0
神奈川	494	0	(1.80mm) 475	0
新 潟	542	0	(1.85mm) 524	0
富 山	547	0	(1.90mm) 519	0
石 川	523	0	(1.90mm) 497	△ 1
福 井	519	0	(1.90mm) 483	0
山 梨	538	△ 4	(1.85mm) 513	△ 3
長 野	616	△ 3	(1.85mm) 597	△ 2
岐 阜	485	0	(1.80mm) 475	0
静 岡	515	△ 3	(1.85mm) 496	△ 3
愛 知	498	△ 4	(1.85mm) 481	△ 3
三 重	497	△ 3	(1.85mm) 475	△ 3
滋 賀	518	0	(1.90mm) 484	1
京 都	510	0	(1.85mm) 493	1
大 阪	495	0	(1.80mm) 479	1
兵 庫	496	△ 5	(1.85mm) 474	△ 4
奈 良	513	0	(1.80mm) 500	0
和歌山	503	0	(1.80mm) 491	0
鳥 取	514	0	(1.85mm) 496	1
島 根	514	0	(1.90mm) 484	0
岡 山	526	0	(1.85mm) 499	0
広 島	528	0	(1.85mm) 509	1
山 口	509	5	(1.85mm) 486	5
徳 島	474	0	(1.80mm) 462	0
香 川	496	0	(1.80mm) 480	1
愛 媛	498	0	(1.80mm) 482	0
高 知	453	△ 3	(1.80mm) 441	△ 4
福 岡	491	0	(1.85mm) 453	1
佐 賀	517	△ 2	(1.85mm) 486	△ 1
長 崎	485	0	(1.80mm) 465	0
熊 本	513	0	(1.85mm) 479	0
大 分	499	0	(1.85mm) 454	0
宮 崎	493	△ 3	(1.80mm) 479	△ 3
鹿児島	479	△ 6	(1.80mm) 464	△ 6
沖 縄	315	3	(1.80mm) 308	3

注：1 2の多くの農家等が使用しているふるい目幅とは、都道府県ごとに過去5か年に農家等が使用したふるい目幅の分布において、最も多い使用割合の目幅で選別された玄米を基に算出した数値である。

2 令和7年産水稻の作柄表示地帯別10a当たり平年収量については、6月末頃を目途に決定する。

令和 7 年産水稻の全国農業地域別・都道府県別10 a 当たり平年収量

1 1.70mmのふるい目幅

2 多くの農家等が使用しているふるい目幅

単位：kg

全 国 農業地域	10a当たり 平年収量	前年産 対 差	10a当たり 平年収量	前年産 対 差
都 府 県	536	1	512	2
東 北	575	4	545	3
北 陸	538	0	515	0
関東・東山	540	1	521	1
東 海	498	△ 2	481	△ 2
近 畿	506	△ 3	483	△ 2
中 国	520	1	496	1
四 国	481	△ 1	467	△ 1
九 州	499	△ 1	468	△ 1
関東農政局	538	0	520	1
東海農政局	495	△ 1	478	△ 1
中国四国農政局	508	1	487	1

#

会見・報道・広報

政策情報

統計情報

申請・お問い合わせ

農林水産省について

[ホーム](#) > [会見・報道・広報](#) > [報道発表資料](#) > 水田における作付意向について（令和7年産第3回中間的取組状況（6月末時点））

プレスリリース

水田における作付意向について（令和7年産第3回中間的取組状況（6月末時点））

ポスト

印刷

令和7年7月18日
農林水産省

農林水産省は、本日、令和7年産の水田における戦略作物等の作付意向について、第3回中間的取組状況(令和7年6月末時点)を取りまとめました。

1.趣旨

農林水産省では、水田農業に関して産地・生産者が主体的に作付けを判断し、需要に応じた生産・販売を行うことができるよう、きめ細やかな情報提供を行うこととし、その一環として、都道府県農業再生協議会及び地域農業再生協議会が、需給動向等を踏まえて見込む作付意向を聞き取り、都道府県別及び地域農業再生協議会別の作付意向（中間的取組状況）を公表しているところです。

この度、第3回中間的取組状況として、都道府県別の6月末時点の作付意向を公表します。

なお、作付意向については、本調査結果等も踏まえ、8月20日(水曜日)までに、生産者から地域農業再生協議会への取組計画書の修正が提出される可能性があるため、今後変動することが見込まれます。

2.都道府県別の作付意向（令和7年6月末時点）

（1）各都道府県の主食用米の作付意向

令和6年産実績と比較すると、以下のとおりと見込まれており、全国的に主食用米の作付けが増加しています。

136.3万ha（対前年差＋10.4万ha）

また、平年単収（539kg/10a）で生産量を計算すると、735万トン（対前年56万トン増）に相当します。

735万トン（対前年56万トン増）は、過去5年間で最大の生産量となる見込みであるとともに、増加の伸びも主食用米の生産量の調査を開始した平成16年産以降、最大となる見込みです。

（2）各都道府県の戦略作物の作付意向

令和6年産実績との比較による各都道府県の戦略作物の作付意向は、以下のとおりと見込まれています。

ア. 加工用米

4.4万ha（対前年差▲0.6万ha）

イ. 新市場開拓用米（輸出用米等）

0.9万ha（対前年差▲0.2万ha）

ウ. 米粉用米

0.4万ha（対前年差▲0.3万ha）

エ. 飼料用米

4.9万ha（対前年差▲4.9万ha）

オ. WCS用稲（稲発酵粗飼料用稲）

5.0万ha（対前年差▲0.7万ha）

カ. 麦

9.6万ha（対前年差▲0.7万ha）

キ. 大豆

7.6万ha（対前年差▲0.9万ha）

3.地域農業再生協議会別の作付意向（令和7年6月末時点）

地域農業再生協議会別の作付意向の詳細については、以下をご覧ください。

ア.北海道（<https://www.maff.go.jp/hokkaido/syokuryo/jyukyu.html>）

イ.東北ブロック（https://www.maff.go.jp/tohoku/seisan/komeseisaku/sakutuke_doko.html）

（青森県・岩手県・宮城県・秋田県・山形県・福島県）

ウ.関東ブロック（<https://www.maff.go.jp/kanto/syokuryou/komeseisaku/sakudou.html>）

（茨城県・栃木県・群馬県・埼玉県・千葉県・東京都・神奈川県・山梨県・長野県・静岡県）

エ.北陸ブロック（<https://www.maff.go.jp/hokuriku/seisan/kaikaku/sakudou.html>）

（新潟県・富山県・石川県・福井県）

オ.東海ブロック（<https://www.maff.go.jp/tokai/seisan/shinko/kome/sakutsuke/index.html>）

（岐阜県・愛知県・三重県）

カ.近畿ブロック（https://www.maff.go.jp/kinki/seisan/nousan/inemugi/sakutukedoko/sakutuke_doko.html）

（滋賀県・京都府・大阪府・兵庫県・奈良県・和歌山県）

キ.中国四国ブロック（https://www.maff.go.jp/chushi/kome/saku_dou.html）

（鳥取県・島根県・岡山県・広島県・山口県・徳島県・香川県・愛媛県・高知県）

ク.九州ブロック（<https://www.maff.go.jp/kyusyu/seiryuu/komeseisaku/komeseisaku.html>）

（福岡県・佐賀県・長崎県・熊本県・大分県・宮崎県・鹿児島県）

ケ.沖縄県（外部リンク）（<https://www.ogb.go.jp/nousui/nouchiku/6610/6613/006614/sakudou>）

添付資料

[令和7年産米等の作付意向について（第3回中間的取組状況（令和7年6月末時点））](#)（PDF：358KB）

<集計表の変更イメージ>

(変更前)

1 令和〇年産水稻の作付面積及び10月25日現在の予想収穫量

全 国 ・ 都道府県	作付面積（子実用）			10 a 当たり 予想収量 ②	農家等が使用している ふるい目幅で選別				予想収穫量（子実用）			主 食 用 作 付 面 積 ⑧	予 想 収 穫 量 （ 主 食 用 ） ⑨＝⑧×②
	実 数 ①	前年産との比較			最も多い 使用割合 の 目 幅 ③	10 a 当たり 予想収量 ④	10 a 当たり 平年収量 ⑤	作況指数 ⑥＝④／⑤	実 数 ⑦＝①× ②	前年産との 比較			
		対差	対比							対差	対比		
	ha	ha	%	kg	mm	kg	kg	t	t	%	ha	t	

1.7mm 以上（全国統一基準）

削除項目

移動

(変更案)

1 令和〇年産水稻の作付面積及び10月25日現在の予想収穫量

全 国 ・ 都道府県	作付面積（主食用）			生産者が使用しているふるい目幅で選別						予想収穫量 (生産者ふるい下米(1.7mm以上))		
				10a 当たり 予想収量			予想収穫量（主食用）					
	実 数 ①	前年産との比較		最も多い 使用割合 の 目 幅	実数 ②	前年産と の比較	実数 ③=①×②	前年産との比較		実 数 ④=⑥ －③	前年産との比較	
		対差	対比			対比		対差	対比		対差	対比
	ha	ha	%	mm	kg	%	t	t	%	t	t	%

都道府県ごとにふるい目幅が異なる

(下段に続く)

ふるい目幅1.7mmで選別					作付面積（子実用）			予想収穫量（子実用）		
10 a 当たり 予想収量		予想収穫量 (主食用(生産者ふるい下米含む))								
実 数 ⑤	前年産との比較	実 数 ⑥＝①×⑤	前年産との比較		実 数 ⑦	前年産との比較		実 数 ⑧＝⑦×⑤	前年産との比較	
	対比		対差	対比		対差	対比		対差	
kg		t	t	%	ha	ha	%	t	t	%

※・赤字は今回追加された事項

・緑字はこれまでも公表されていたが、その内容が変わるもの

1.7mm 以上（全国統一基準）

令和 6 年 1 0 月 4 日

公益社団法人 米穀安定供給確保支援機構

令和 5 年産 水稻の品種別作付動向について

当機構では、米の生産に係る基礎的な資料として、水稻の品種別の作付割合について毎年、道府県行政等から情報提供をいただいた数値を基に独自推計を行い、年産ごとに水稻の品種別作付動向を公表しています。

【調査概要】

- 令和 5 年産うるち米（醸造用米、もち米を除く）において、全国で最も作付が多かった品種は「コシヒカリ」（作付割合 33.1%）でした。2 位は「ひとめぼれ」（同 8.3%）、3 位「ヒノヒカリ」（同 7.4%）、4 位「あきたこまち」（同 6.7%）、5 位「ななつぼし」（同 3.3%）となり、上位 5 品種の順位の変動はありませんでした。
- 上位 10 品種のうち、作付割合が前年産より減少したのは、「コシヒカリ」、「ひとめぼれ」、「ヒノヒカリ」、「はえぬき」、「キヌヒカリ」の 5 品種、増加したのは「ななつぼし」、「まっしぐら」、「ゆめぴりか」の 3 品種となり、順位の変動があったのは 8 位「ゆめぴりか」（前年 9 位）、9 位「きぬむすめ」（前年 10 位）、10 位「キヌヒカリ」（前年 8 位）でした。
- うるち米の作付割合上位 10 品種が全体に占める割合は 69.6%（前年 70.7%）、上位 20 品種では 79.6%（前年 80.8%）でした。
- 道府県ごとの品種別の作付割合については、道府県行政等から情報提供いただいた数値を基に当機構が独自に算出した数値（推計値）を使用しています。
- BL、SL 等の品種については、以下のとおり整理して集約しています。

品種名		集約した品種名
コシヒカリ新潟 BL	⇒	コシヒカリ
あいちのかおり SBL	⇒	あいちのかおり
ハツシモ岐阜 SL	⇒	ハツシモ
ササニシキ BL	⇒	ササニシキ
コシヒカリ富山 BL	⇒	コシヒカリ

- 醸造用米及びもち米についても作付上位の品種を掲出しています。

本件に関するお問い合わせ先

〒103-0001
東京都中央区日本橋小伝馬町 15-15
公益社団法人米穀安定供給確保支援機構
情報部 TEL03-4334-2161

1. 令和5年産うるち米（醸造用米、もち米を除く）の 品種別作付割合上位20品種

(単位: %)

順位	品種名	作付割合	主要産地	前年産 の順位
1	コシヒカリ	33.1	新潟、茨城、栃木	1
2	ひとめぼれ	8.3	宮城、岩手、福島	2
3	ヒノヒカリ	7.4	熊本、大分、鹿児島	3
4	あきたこまち	6.7	秋田、茨城、岩手	4
5	ななつぼし	3.3	北海道	5
6	はえぬき	2.8	山形	6
7	まっしぐら	2.5	青森	7
8	ゆめぴりか	1.9	北海道	9
9	きぬむすめ	1.8	島根、岡山、鳥取	10
10	キヌヒカリ	1.8	滋賀、兵庫、京都	8
上位10品種計		69.6		
11	こしいぶき	1.4	新潟	11
12	つや姫	1.4	山形、宮城、島根	12
13	あさひの夢	1.2	群馬、栃木、茨城	13
14	夢つくし	1.1	福岡	14
15	天のつぶ	1.0	福島	15
16	ふさこがね	1.0	千葉	16
17	あいちのかおり	0.8	愛知	17
18	あきさかり	0.7	広島、徳島、福井	18
19	とちぎの星	0.7	栃木	21
20	彩のかがやき	0.7	埼玉	19
上位20品種計		79.6		

注) ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。